

■復興構想会議検討部会(第8回:2011年6月14日)提出メモ

広田純一

今後の復興支援に向けたコメント

1. 今回の津波被災地の特性を踏まえた国の強力な復興支援措置を (~とくに「住宅」と「仕事」の再建に向けた支援措置)

- ・財産のすべてを流され、被災地の原状復帰が困難
- ・雇用力の大きな都市が近くになく、地域の雇用を支えてきた地域産業の早急な復興が不可欠
- ・本来被災地を支えるべき行政・都市機能自体が広範に被災

2. 農業・漁業者への支援は生産手段のフルセット貸与方式で

- ・自己資金を必要とする方式では十分に救えない。
- ・金融機関を通じた融資等に頼る施策だけではうまく行かない恐れも。

3. 復興支援施策の順応的管理を

- ・施策のモニタリング、および想定した効果が認められない場合の迅速な見直し。

4. 震災復興に向けた関係省庁による制度設計等への継続的な関与の道を

- ・仮に検討部会が解散となっても、引き続き政策への関与が可能な立場を保証。

復興構想会議検討部会(第8回), 2011年6月14日(火)

復興むらづくりの計画と事業



岩手大学農学部

広田 純一

はじめに

- 本資料は、農村・漁村集落の復興を目的とした「復興むらづくり」の基本的な枠組を示したものである。
- ただし、「復興むらづくり」の全体ではなく、主として土地利用計画と土地基盤整備に関わる部分を中心に取り上げた。
- 本資料では、平野部の集落と農地が広く被災した仙台湾岸を想定して記述してある。（三陸沿岸の漁村については別途取り上げたい）
- 本資料は6月7日（火）に開催されたワークショップ（防災・地域づくり・土地利用）で広田が提出した資料を一部訂正したものであり、原資料の誤りをご指摘いただいた農水省に感謝申し上げます。

報告内容

1. 復興むらづくり計画の構成
2. 復興土地利用計画
3. 復興土地基盤整備
4. 土地の権利調整
5. 土地利用規制
6. 計画策定体制

1. 復興むらづくり計画

- 計画主体は市町村
- 地域住民組織として復興むらづくり協議会（仮称）を設置
- 学識経験者，市町村内の関係団体，国・県の関係機関，NPO等で構成されるアドバイザー・グループを置く。

1. 復興むらづくり計画の構成(案)

- 復興土地利用計画
 - 土地利用区分(ゾーニング)
 - 土地基盤整備と土地の権利調整
 - 規制と誘導
- 復興地区農業計画
- 復興むらづくりプロジェクト(6次産業化)
 - 特産品開発, 直売所
 - 農家レストラン, 農家民宿, 農村体験交流等
- 震災メモリアルプロジェクト
 - 震災の記録
 - 震災モニュメントの設置
 - 震災前の景観復元(自然・歴史・文化等)

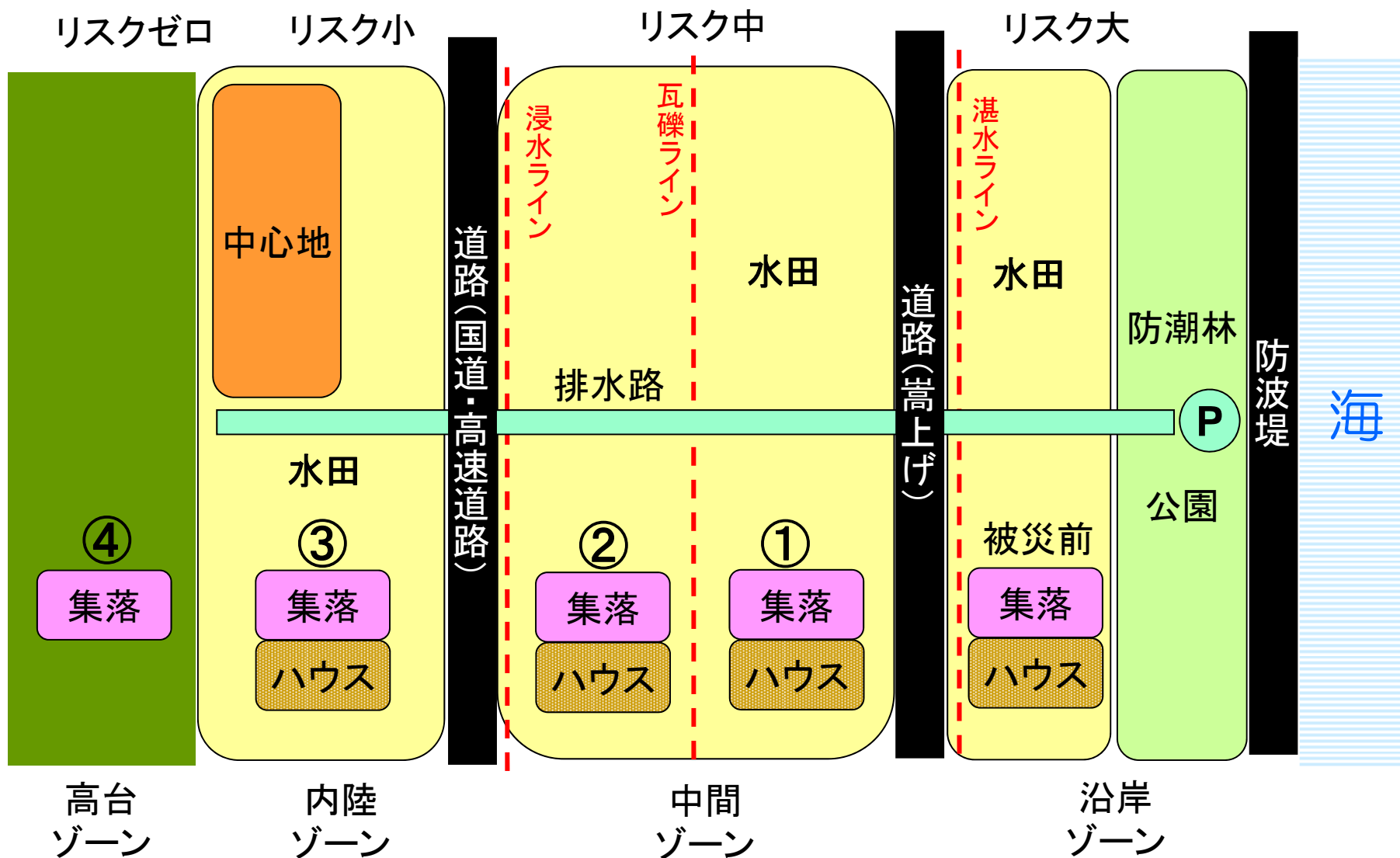
本資料で主に取り
上げる部分

2. 復興土地利用計画

- 計画区域の設定
- 土地利用区分(ゾーニング)
 - 沿岸:沿岸防災地, 公園, 港湾用地, 水産業務地, (発電用地?)
 - 中間:集落, 生活関連施設, 水田, 畑地(ハウス)
 - 内陸:市街地, 集落, 水田, 畑地(ハウス)
 - 高台:新市街地, 新集落?
- 防災施設
 - 防潮堤, 嵩上げ道路(鉄道), 防潮林, 避難塔, 避難ビル
 - 高台避難所, 避難路
- 実現手法
 - 土地基盤整備
 - 土地の権利調整
 - 規制と誘導

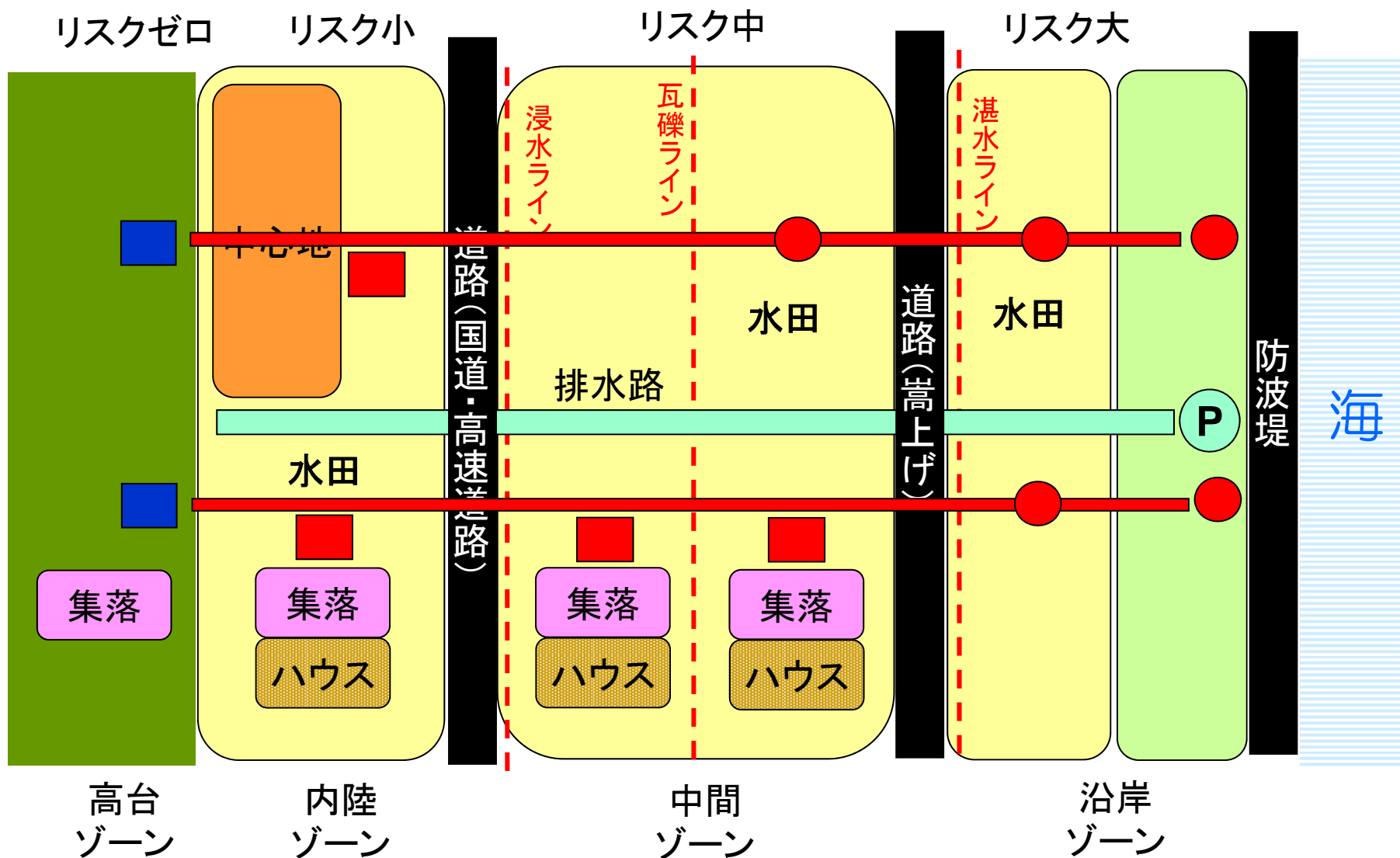
2. 復興土地利用計画 土地利用区分(ゾーニング)

- ①内陸移転A
- ②内陸移転B
- ③内陸移転C
- ④高台移転

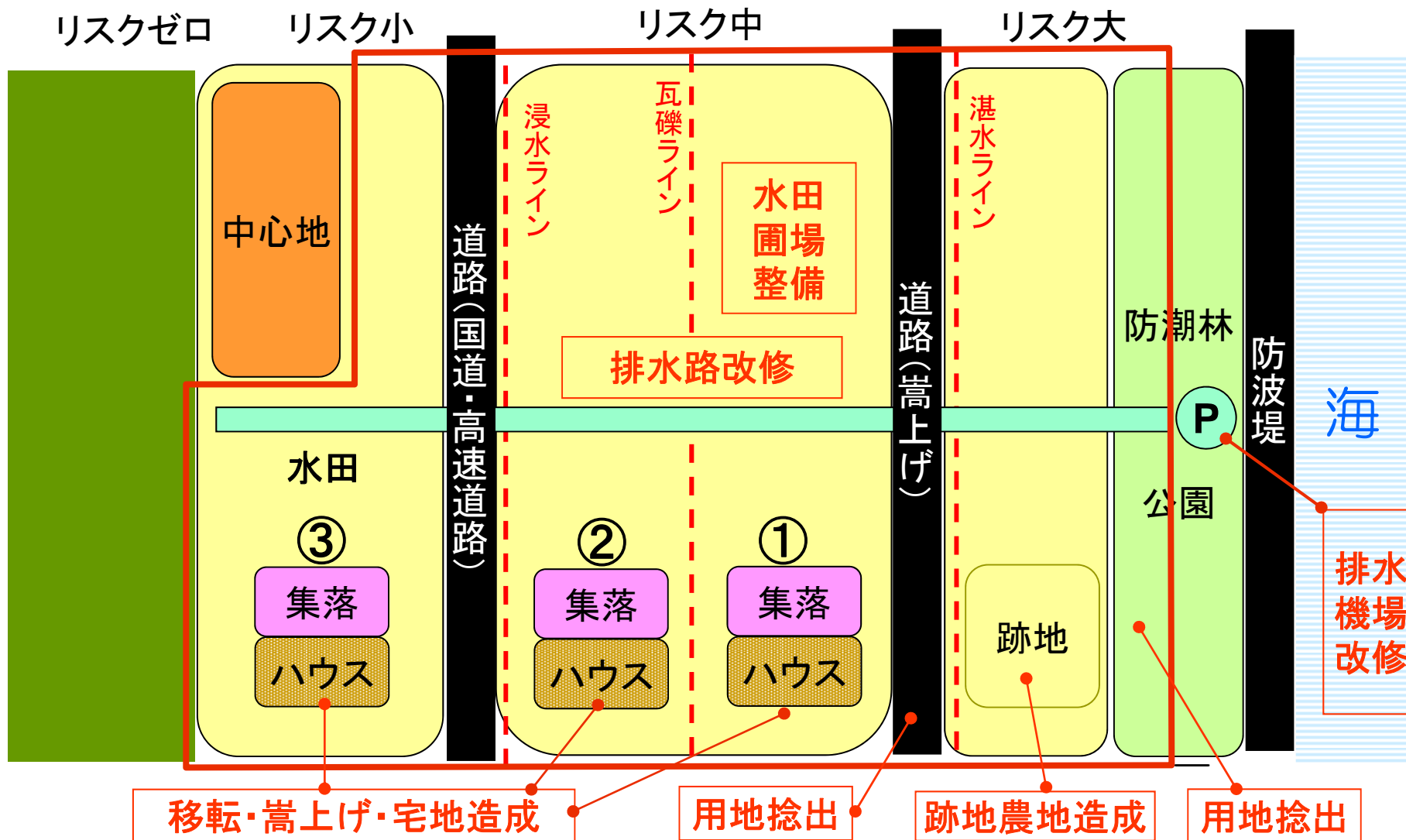


2. 復興土地利用計画 防災施設

- 避難塔
- 避難ビル
- 避難所
- 避難路



3. 復興土地基盤整備(土地改良事業)



3. 復興土地基盤整備 事業内容

計画 従前	宅地	水田	ハウス	道路	防災緑地
宅地	宅地造成	水田造成	畑地造成	用地捻出 (建設は他事業)	用地捻出 (植林は他事業)
水田	宅地造成	水田整備	水田汎用化	用地捻出 (建設は他事業)	用地捻出 (植林は他事業)
ハウス	宅地造成	水田整備	畑地整備	用地捻出 (建設は他事業)	用地捻出 (植林は他事業)
道路	宅地造成	水田造成	畑地整備	用地捻出 (建設は他事業)	用地捻出 (植林は他事業)
緑地	—	—	—	—	用地捻出 (植林は他事業)

現行土地改良事業制度
での実施可否



整備は他事業



4. 土地の権利調整 基本方針

1. 農地の換地は整備後の土地条件が均質なゾーン(沿岸, 内陸, 中間ゾーン)ごとに行う。ゾーンを超えて換地する場合は一定の交換比率を採用する
【例】内陸→中間=1.2, 中間→沿岸=1.5
2. 同じゾーン内での集落用地, ハウス用地, 水田の交換比率を次のように定める。
【例】集落用地→水田=1.5, 集落用地→ハウス用地=1.25
ハウス用地→水田=1.2
3. 公共用地(道路・防災緑地等)は特別換地(実質共同減歩)で捻出する(個別買収は行わない)。
4. 土地の売却希望者に対しては, 3の公共用地分を超える面積については, 農地としての価格で買い上げる。
5. 水田圃場整備は①大区画(1ha以上)を基本とし, 飯米用として②小区画(10~30a)も設ける。
6. 水田については所有と利用を分離し, 最もふさわしい担い手に利用を委ねる。

4. 土地の権利調整 事業参加者へのインセンティブ

- 被災の程度が大きく、本格的な基盤整備でしか復旧が不可能な土地の所有者に対して
 - 事業に参加するほかに復旧の方法がないため、特別なインセンティブは不要
- 被災の程度が小さく、簡易な措置（たとえば除塩）だけで復旧が可能な土地の所有者に対して
 - 農地の基盤整備（未整備農地の場合）
 - 土地の売却（事業に参加しなければ売れない）
 - 農地面積の増加（集落用地を提供すれば増歩）

4. 土地の権利調整 換地手法

計画 従前	宅地	水田	ハウス	道路	防災緑地
宅地	特定用途用地換地	普通換地	普通換地	非農用地換地	非農用地換地
水田	異種目換地	普通換地	普通換地	創設換地	創設換地
ハウス	異種目換地	普通換地	普通換地	創設換地	創設換地
道路	用途廃止の上, 特定用途用地換地	—	—	機能交換	用途廃止の上, 特定用途用地換地
緑地	—	—	—	—	特定用途用地換地



今回は想定されない

5. 土地利用規制(要検討)

- 復興土地利用計画促進地域(または復興むらづくり基盤整備事業区域)の指定
 - 促進地域内での建築・開発行為の規制
 - ただし, 仮設的なものは許可
 - 土地利用計画の決定後に原状復旧?
- 復興むらづくり協議会の設置
- 復興土地利用計画の決定
 - 計画区域内での建築・開発行為の規制
- 復興土地基盤整備事業の実施
 - 一時利用制度(復興土地基盤整備事業完了まで)

6. 計画策定体制

復興むらづくり協議会

□ 目的

- 復興むらづくり計画の策定と進行管理

□ 参加者

- 地域住民： 自治会，農家実行組合，土地改良区，
地域内の自治関係組織・農業関係組織，
住民活動団体等
- アドバイザー： 学識経験者，市町村内の関係団体，
NPO，県・国等の関係機関

□ 組織

- 総会，理事会
- ワーキンググループ
 - 土地利用，地区農業，6次産業化，震災メモリアル
- 事務局（期限付きで雇用）

6. 計画策定体制 市町村の復興計画策定との関係

